

石綿飛散防止のための事業者用 Q&A

令和4年3月

川崎市

目次

第1章 アスベスト建材や基礎知識に関する Q&A

Q1-1. アスベスト（石綿）とは どのようなものか。	6
Q1-2. アスベストの健康への影響は どのようなものか。	7
Q1-3. 特定建築材料とは何か。	7
Q1-4. 特定建築材料の種類は、どのようなものがあるのか。	8
Q1-5. 吹付け石綿について、教えてほしい。	9
Q1-6. 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材について、教えてほしい。	10
Q1-7. 石綿含有仕上塗材について、教えてほしい。	11
Q1-8. 石綿含有成形板等について、教えてほしい。	12
Q1-9. 仕上塗材や下地調整材は吹付け石綿に当たらないのか。	13
Q1-10. 配管のフランジ部等のパッキンやガスケットにアスベストが含まれていた場合、 特定建築材料に当たるのか。	13
Q1-11. 「建築物」と「工作物」の違いについて教えてほしい。	14
Q1-12. 「解体」と「改造・補修」の違いについて教えてほしい。	14
Q1-13. 「特定工事」と「特定粉じん排出等作業」の違いについて教えてほしい。	15

第2章 事前調査に関する Q&A

Q2-1. 事前調査とは何か。	17
Q2-2. 事前調査は必ず行わなければならないのか。	17
Q2-3. 事前調査はどのように行えばよいか。	17

Q2-4. 事前調査は書面調査のみで完了してもよいか。	18
Q2-5. 平成 18 年の 9 月以降に建築された建物を解体する場合事前調査は必要か。	18
Q2-6. 事前調査を行う際に、資格は必要か。	19
Q2-7. 現地調査の際に吹付け材を発見したが、どうすればよいか。 必ず分析による調査を行わなければならないのか。	19
Q2-8. 以前に分析した結果があるが、有効か。	19
Q2-9. 事前調査の結果は、川崎市に報告しなければならないのか。	20-21
Q2-10. 事前調査の結果は、発注者（施主）に報告しなければならないのか。	22
Q2-11. 令和 4 年の 4 月 1 日以降、川崎市条例の事前調査結果届出書から 大気汚染防止法の事前調査結果の報告が変わるが、 今まで市条例の届出に添付していた図面等の資料は必要か。	23
Q2-12. 事前調査の結果は、発注者（施主）に報告しなければならないのか。	24
Q2-13. 事前調査の結果の発注者への説明書面のフォーマット（雛型）はあるか。	24
Q2-14. 事前調査の結果の発注者への説明事項について、教えてほしい。	25
Q2-15. 事前調査の結果の発注者への報告は、いつまでにおこなえばよいか。	26
Q2-16. 事前調査結果の記録の保存は必要か。	27
Q2-17. 事前調査結果の記録事項について、教えてほしい。	27
Q2-18. 事前調査結果の掲示板について教えてほしい。	28
Q2-19. 事前調査に関する記録の備え置きとは何か。	28

第 3 章 アスベストの届出等に関する Q&A

Q3-1. アスベストの届出等とは何か。どのアスベストの届出を提出すればよいのか。	30
---	----

Q3-2. 届出等はどう作成すればよいか。どういった資料が必要なのか。	31
Q3-3. 届出者は元請業者と発注者のどちらになるのか。	31
Q3-4. 届出等の提出先（提出方法）について教えてほしい。	32
Q3-5. 届出等の提出期限はいつか。	33
Q3-6. 届出等に押印は必要か。	34
Q3-7. 種類の違う届出等が必要な場合、1つにまとめて提出してよいか。	34
Q3-8. 濃度測定はどのような場合に義務がかかるのか。	34
Q3-9. 石綿含有仕上塗材や下地調整材の除去を行う場合、濃度測定は必要か。	35
Q3-10. 吹付け石綿や石綿を含有する断熱材等の 封じ込めや囲い込みを行う場合、届出等は必要か。	35
Q3-11. 保温材の使用されている配管を非石綿部でカットする工事を行うが、届出等は必要か。	35
Q3-12. 石綿含有成形板等や仕上塗材の改造・補修工事を行うが、届出等は必要か。	36
Q3-13. エアコンや携帯基地局の工事などで、外壁の仕上塗材や下地調整材に アスベストの含有があり、外壁の除去や補修等はせず、 コア抜きやアンカー打ちを行いたい。届出等は必要か。	36

第4章 作業に関する Q&A

Q4-1. 作業計画とは何か。必ず作成しなくてはならないのか。	38
Q4-2. 作業計画のフォーマットはあるか。	38
Q4-3. 作業計画の記載事項について教えてほしい。	38
Q4-4. 作業計画について、川崎市に報告は必要か。	39
Q4-5. 作業実施の掲示板について教えてほしい。	39

Q4-6. 作業結果の記録について教えてほしい。	40
Q4-7. アスベストの除去作業が完了した際の確認は、誰に行わせればよいのか。	40
Q4-8. 作業結果の発注者への報告事項について、教えてほしい。	41
Q4-9. 作業結果の記録の保存事項について、教えてほしい。	42
Q4-10. 作業結果について、市に報告は必要か。	43
Q4-11. 吹付け石綿や石綿を含有する断熱材等の 封じ込めや囲い込みを行う場合、負圧養生は必要か。	43
Q4-12. 石綿を含有する断熱材等を除去する場合、負圧養生は必要か。	43
Q4-13. 石綿含有成形板等（けい酸カルシウム板第1種を除く）の 除去方法について教えてほしい。	44
Q4-14. けい酸カルシウム板第1種の除去方法について教えてほしい。	44
Q4-15. 石綿含有仕上塗材の除去方法について教えてほしい。	45
Q4-16. 石綿含有仕上塗材を母材ごと取り外す工法で除去してよいか。	45

問い合わせ先、各種 URL 等

問い合わせ先	47
各種マニュアル	47

第 1 章

アスベスト建材や基礎知識に関する Q&A

Q1-1. アスベスト（石綿）とはどのようなものか。

【A1-1】

アスベスト（石綿）とは、天然に産出する繊維状の鉱物で、クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。

蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）
角閃石系	クロシドライト（青石綿）
	アモサイト（茶石綿）
	アンソフィライト
	トレモライト
	アクチノライト

また、アスベストの繊維はとても細く、以下のような多くの優れた性質を持ちます。

- ・曲げや引っ張りに強い（柔軟性・抗張力）
- ・熱に強い（耐熱性）
- ・電気を通しにくい（電気絶縁性）
- ・酸やアルカリといった薬品に強い（耐薬品性）
- ・繊維状で糸や布を織ることができる（紡織性）

これらの特性から工業的利用価値が高く、「奇跡の鉱物」「魔法の鉱物」とも言われ、高度経済成長期に多く輸入されていました。そしてその9割以上は吹付け石綿や石綿スレート等といった建築材料に使われてきました。

しかしアスベストの健康への影響が明らかになったことから、現在では輸入、製造、使用等が禁止され、各法令の規制の対象となっています。

Q1-2. アスベストの健康への影響は どのようなものか。

【A1-2】

アスベストの繊維はとても細いため、呼吸により吸引すると肺の奥まで入り込み、長期間にわたって体内にとどまります。その結果、約15年から40年の潜伏期間を経た後に、肺がんや中皮腫等の病気を引き起こすおそれがあります。アスベストはばく露した量が多ければ多いほど、病気の発症する可能性が高くなると言われています。

アスベストは身体に悪影響を与えるものですが、法令に基づいた適切な対策を行うことで、工事時における飛散を抑えることができます。そのため工事の際には、アスベスト建材の使われている箇所をしっかりと把握するため、適切な事前調査（Q2-1）を行い、飛散防止対策を行う必要があります。

Q1-3. 特定建築材料とは何か。

【A1-3】

特定建築材料とは、アスベストを含有する全ての建築材料のことをいいます。「アスベストを含有する」とは、建築材料の調整の際にアスベストを意図的に含有させたもの、もしくはアスベストの重量が建築材料の重量のうち0.1%を超えるものをいいます。

特定建築材料が使われている建築物や工作物を解体したり、リフォームや補修をしたりする際は大気汚染防止法の規制の対象となります。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第2条の11

大気汚染防止法施行令 第3条の3

労働安全衛生法施行令 第6条の23

令和2年11月30日 環水大大発第2011301号 P.2

Q1-4. 特定建築材料の種類は、どのようなものがあるのか。

【A1-4】

特定建築材料の種類は以下の表の通り、全てのアスベスト建材となります（令和3年4月の大気汚染防止法改正により、石綿含有仕上塗材と石綿含有成形板等が追加になりました。）。

建材の種類	主な建材の例
吹付け石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有バーミキュライト（ひる石） ・湿式石綿含有吹付け材 ・石綿含有吹付けパーライト
石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突断熱材 ・屋根用折版裏石綿断熱材 ・ボイラー保温材 ・配管エルボ保温材 ・けい酸カルシウム板第2種 ・柱の石綿含有耐火被覆板 ・石綿含有耐火被覆材
石綿含有仕上塗材	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付けリシン ・じゅらく壁
石綿含有成形板等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根用化粧スレート ・窯業系サイディング ・波板スレート ・スレートボード/フレキシブルボード ・けい酸カルシウム板第1種 ・岩綿吸音板 ・ビニル床シート（クッションフロア/CF） ・ビニル床タイル（Pタイル） ・キッチンパネル（化粧板） ・押出成形セメント板 ・石綿円筒管（セメント円筒） ・アスファルト防水シート/ルーフィング ・下地調整材

関係法令・参考：大気汚染防止法施行令 第3条の3

Q1-5. 吹付け石綿について、教えてほしい。

【A1-5】

吹付け石綿は、アスベストにセメントなどの結合剤を混ぜて、吹付け機で吹付けた建材になります。一般的にレベル1建材と呼ばれる建材であり、飛散性がとても高いため、作業の際には負圧養生の設置等の措置をとる必要があります。

なお令和2年度まで、吹付け施工された石綿含有仕上塗材は「吹付け石綿」に区分されていましたが、令和3年4月1日の大気汚染防止法改正に伴い、施工方法にかかわらず「石綿含有仕上塗材」として区分されました（ただし、吹付けパーライトと吹付けバーミキュライトは飛散性が高いため、改正前と同様に「吹付け石綿」として扱います。）。

建材の種類（例）	主な施工箇所
吹付け石綿	鉄骨造の柱や梁の耐火材、天井断熱材、機械室の吸音材
石綿含有吹付けロックウール	鉄骨造の柱や梁の耐火材、天井断熱材、機械室の吸音材
石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）	居室天井材（特に古い団地等に多い）
湿式石綿含有吹付け材	鉄骨造の耐火材、エレベーターシャフト
石綿含有吹付けパーライト	天井・梁・壁の仕上げ材

●吹付け石綿



●石綿吹付けバーミキュライト（ひる石）



Q1-6. 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材について、
教えてほしい。

【A1-6】

石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（断熱材等）は、その名の通り屋根裏や煙突等の断熱や、配管の保温材、柱や壁等の耐火被覆として使われています。石綿を含有する断熱材等は除去作業時や劣化時には飛散性の高い建材であるため、除去作業は負圧養生やグローブバッグ等を用いて行う必要があります。

建材の種類（例）	主な施工箇所
煙突用石綿断熱材	煙突内（煙道）
屋根用折版裏石綿断熱材	折版屋根の裏
ボイラー保温材	ボイラーや配管等のうち、熱を発生、もしくは搬送する部分
配管エルボ保温材	ボイラーや配管等のうち、熱を発生、もしくは搬送する部分
けい酸カルシウム板2種（耐火被覆）	鉄骨造の柱、梁、天井、壁等
柱の石綿含有耐火被覆板	エレベーター周りの柱等
石綿含有耐火被覆材	鉄骨造の柱、梁、エレベーター周辺等

●屋根用折版裏石綿断熱材



●配管エルボ保温材



出典：国土交通省『目で見えるアスベスト建材（第2版）』平成20年3月

Q1-7. 石綿含有仕上塗材について、教えてほしい。

【A1-7】

石綿含有仕上塗材は、主に外壁や内壁の仕上げ材に用いられています。施工方法としては、モルタル等の下地の上に塗装材が接着しやすいように下塗り（下地調整材）をし、その上に骨材が混ざった主材（仕上塗材）が塗られています。アスベストが含有していた場合、下地調整材は「石綿含有成形板等」に区分され、仕上塗材は「石綿含有仕上塗材」に区分されます。

ただし、石綿含有吹付けパーライトと石綿含有吹付けバーミキュライトは飛散性が高いため、改正前と同様に「吹付け石綿」として扱います。

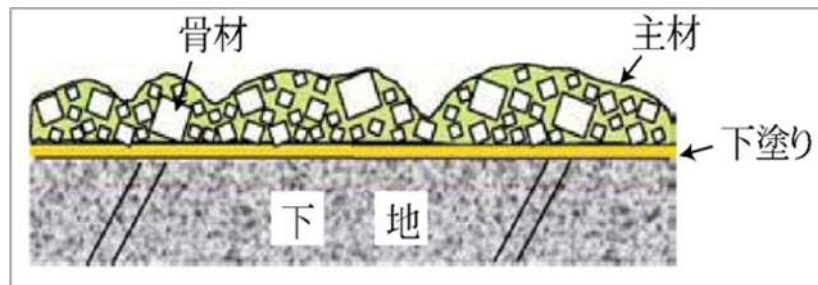
●吹付けリシン



●じゅらく壁



●施工図（例）



Q1-8. 石綿含有成形板等について、教えてほしい。

【A1-8】

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材等、石綿含有仕上塗材を除くすべてのアスベスト建材が「石綿含有成形板等」になります。川崎市ではかねてより市条例で規制を行ってきた建材ではありますが、大気汚染防止法においても令和3年4月1日の改正により規制されることとなりました。

石綿含有成形板等は板状に成形されている等、固められている建材のため、そのままの状態であればアスベストの飛散のおそれは低いです。しかし不適切な除去作業を行うと飛散のおそれがあるため、工事の際は作業基準を遵守して行う必要があります。

●主な石綿含有成形板等の使用箇所例

<p>波板スレート (工場の屋根、外壁等)</p> 	<p>屋根用化粧スレート (屋根材等)</p> 	<p>窯業系サイディング (外壁材等)</p> 
<p>けい酸カルシウム板第1種 (軒天、戸袋裏等)</p> 	<p>押出成形セメント板 (外廊下、外階段の床等)</p> 	<p>スレート/フレキシブルボード (軒天、壁タイル裏地等)</p> 
<p>岩綿吸音板 (居室、廊下の天井材等)</p> 	<p>ビニル床シート (洗面所、台所の床材等)</p> 	<p>ビニル床タイル (事務所、学校の床材等)</p> 

●環境対策推進課で作成している『石綿事前調査ハンドブック』もご参考にしてください。

≪<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016984.html>≫

Q1-9. 仕上塗材や下地調整材は吹付け石綿に当たらないのか。

【A1-9】

アスベストが含有している場合、仕上塗材は石綿含有仕上塗材、下地調整材は石綿含有成形板等に分類されます。

大気汚染防止法の改正前は、吹付け施工された仕上塗材や下地調整材は”吹付け石綿”に該当していました。しかし令和3年4月の改正により、「石綿含有仕上塗材」と「石綿含有成形板等」が新しく特定建築材料として規定され、施工方法に関係なく、仕上塗材は石綿含有仕上塗材、下地調整材は石綿含有成形板等に分類されることになりました。

ただし、仕上塗材のうち石綿含有吹付けパーライトと石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）については、改正前と変わらず”吹付け石綿”に該当します。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.70-71

Q1-10. 配管のフランジ部等のパッキンやガスケットにアスベストが含まれていた場合、特定建築材料に当たるのか。

【A1-10】

配管のフランジ部等のパッキンやガスケットも、建築材料の調整の際にアスベストを意図的に含有させたもの、もしくはアスベストの重量が建築材料の重量のうち0.1%を超えるものであれば、特定建築材料に該当します。これは令和3年4月の大気汚染防止法の改正により、全てのアスベスト建材が規制対象となったためです。

建材の種類としては「石綿含有成形板等」に該当するため、除去の際にそのまま取り外すのが難しい場合は、湿潤化等の飛散防止措置が必要となります。

●フランジ部パッキン



●配管シール材パッキン



Q1-11. 「建築物」と「工作物」の違いについて教えてほしい。

【A1-11】

「建築物」とは、全ての建築物のことをいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものです。例えば、建築物に付帯する配管や煙突、外階段等も建築物に該当します。

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいいます。例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があるものをいいます。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物となります。

建築物と工作物のことをあわせて「建築物等」といいます。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.70

Q1-12. 「解体」と「改造・補修」の違いについて教えてほしい。

【A1-12】

「解体」とは、既存の建築物等の全部または一部を取り壊す作業のことをいいます。建築物の場合は、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す作業をいいます。一般的なリフォームにおいても、この定義に該当する作業であれば解体として扱います。

「改造、補修」とは、解体以外の建築物等の一部に手を加える作業全般のことをいいます。ただし、石綿の含有状況を調査するためのサンプリングなどは該当しません。

関係法令・参考：建築基準法施行令第1条第3号

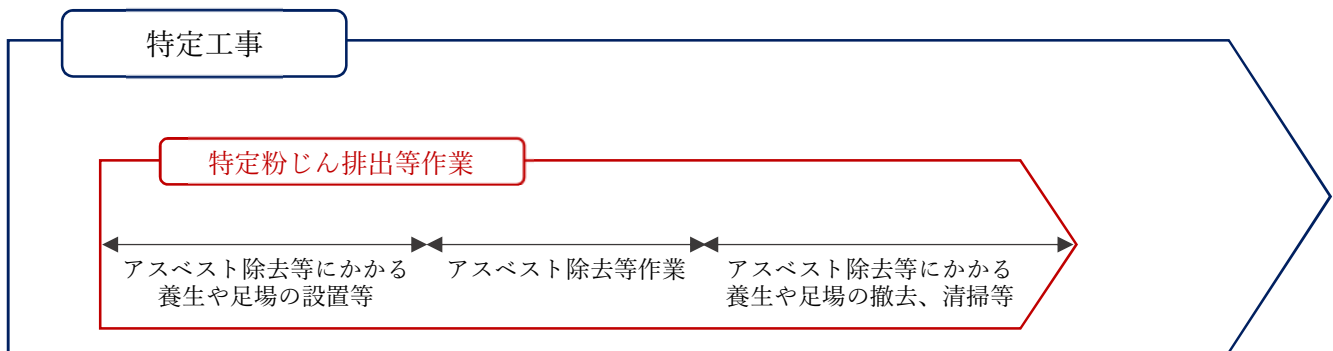
Q1-13. 「特定工事」と「特定粉じん排出等作業」の違いについて教えてほしい。

【A1-13】

建築物や工作物の解体・改造・補修を行う建設工事のことを「解体等工事」といいます。その期間は工事の着手から完了までとなります。

「特定粉じん排出等作業」とは特定建築材料（アスベスト建材）の除去等作業のことで、その期間にはアスベスト除去等にかかる足場掛けや養生設置も含まれます。アスベスト建材が使用されていない部分の作業は含まれません。

解体等工事のうち、特定粉じん排出等作業を伴う工事のことを「特定工事」といいます。特定工事の期間は特定粉じん排出等作業の期間を含めた、解体・改造・補修工事の全体の期間となります。解体・改造・補修工事後に新築工事がある場合は、その期間は含みません。



関係法令・参考：大気汚染防止法 第2条 第11項、第12項
大気汚染防止法施行規則 第3条の4

第2章

事前調査に関する Q&A

Q2-1. 事前調査とは何か。

【A2-1】

建築物や工作物の解体工事や、リフォームや修繕等の改造・補修工事を行う際には、事前にアスベスト建材が使用されているかどうか調査を行う必要があります。この調査のことを事前調査と言います。

事前調査でアスベスト建材の見落としがあると、工事の際のアスベストの飛散に繋がります。そのため、事前調査によるアスベスト建材の確実な把握は飛散防止対策として非常に重要となります。

この調査は工事の元請業者に義務がかかります（自主施工の場合は自主施工者に義務がかかります。）。また、調査は工事を行う範囲全てについて行う必要があります。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第1項、第4項
令和2年11月30日 環水大大発第2011301号

Q2-2. 事前調査は必ず行わなければならないのか。

【A2-2】

建築物や工作物の解体工事や、リフォームや修繕等の改造・補修工事を行う際には、事前調査の対象となります。ただし例外もあります（詳しくは『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』（厚生労働省・環境省）のP.85-86を参照ください。）。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.85-86

Q2-3. 事前調査はどのように行えばよいか。

【A2-3】

事前調査の方法としては、①設計図書などの書面による調査、②現地における目視による調査、③分析、④アスベストが使用されているとみなす、の4種類があります。①と②は原則必須となりますが、Q2-4のように例外もございます。調査の流れや、現地での検体採取方法等、詳細につきましては、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』をご覧ください。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.87-90、付録I

Q2-4. 事前調査は書面調査のみで完了してもよいか。

【A2-4】

原則として、書面調査後に現地での目視調査は行う必要があります。というのも、現場施工の建材やリフォームの実施などで書面の記載と現場の状況が違う場合があるためです。また、アスベストの規制は段階的に厳しく改定されてきたため、書面作成時の法令ではアスベスト無しと判断できたものが、現在の規制基準ではアスベスト有りとなる場合もあります。

ただし、建築や建材設置の着手日によっては書面調査のみで完了できる場合があります（Q2-5 参照）。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.87-88

Q2-5. 平成 18 年の 9 月以降に建築された建築物を解体する場合 事前調査は必要か。

【A2-5】

事前調査は必要となりますが、書面調査によって建築物等が平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手したことを確認すれば、その後の書面や目視による調査は行わなくても構いません（ガスケットやグランドパッキンに例外があります、詳しくは『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』の P.88 をご参照ください。）。

これは、平成 18 年 9 月 1 日の労働安全衛生法の改正によって、アスベストが 0.1% を超える物の輸入、製造、使用等が原則禁止となったためです。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 5 第 1 号イ～ホ

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.88

Q2-6. 事前調査を行う際に、資格は必要か。

【A2-6】

書面や目視による調査を適切に行うため、令和5年10月1日以降に着手する建築物の解体工事や、改造・補修工事の際には、以下の資格を持った人（調査者等）が事前調査を行う必要があります。

調査者等	一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
	特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
	一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
	令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

※一戸建て等調査者は、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の調査のみ

ただし令和5年10月1日より前に着手する工事であっても、調査者等に事前調査を行わせることが望ましいとされています。

なお現状、工作物の工事に関する事前調査については、資格の義務付けはありません。

関係法令・参考：石綿障害予防規則 第3条 第4項（令和5年10月1日以降）

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.89-90

Q2-7. 現地調査の際に吹付け材を発見したが、どうすればよいか。必ず分析による調査を行わなければならないのか。

【A2-7】

事前調査を進めていく上で吹付け材が見つかった場合は、分析による調査でアスベストの有無を確認する、もしくはアスベストが含まれているものとみなして工事を行ってください。

関係法令・参考：石綿障害予防規則 第3条 第4項

Q2-8. 以前に分析した結果があるが、有効か。

【A2-8】

現在と同じ規制基準（0.1%以上、クリソタイル等6物質）で行った分析結果であれば有効になります。アスベストの規制は5%→1%→0.1%超のものと、段階的に厳しく変わってきたため、以前の規制基準の分析結果では、アスベスト無しと判断できないためです。

Q2-9. 事前調査の見逃し多い建材を教えてください。

【A2-9】

川崎市では届出を提出いただいた現場に対して立入検査を実施し、事前調査結果の確認を行っております。その検査時にアスベストが含有しているにもかかわらず、事前調査の見逃しが多く見られた建材について、下表にまとめました。なお、あくまで見逃しの多い建材であるため、事前調査の際は解体等工事を行うすべての箇所を調査する必要があります。

使用箇所	建材の種類	実際の施工例
軒天	けい酸カルシウム板 スレートボード フレキシブルボード	
ベランダ、外廊下等 (隔て板、目隠し)	けい酸カルシウム板 スレートボード フレキシブルボード	 隔て板  目隠し
戸袋裏	けい酸カルシウム板	  戸袋の中
内装天井	岩綿吸音板	 

<p>内装床</p>	<p>ビニル床シート (クッションフロア)</p>	
<p>内装壁 (和室など)</p>	<p>じゅらく壁</p>	
<p>風呂・洗面所天井</p>	<p>けい酸カルシウム板 スレートボード フレキシブルボード</p>	
<p>風呂、台所の壁タイル裏</p>	<p>スレートボード</p>	
<p>ミニキッチン ユニットバス</p>	<p>スレート</p>	 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> ミニキッチン ユニットバス </div>

Q2-10. 事前調査の結果は、川崎市に報告しなければならないのか。

【A2-10】

川崎市では市条例に基づき、平成23年から事前調査結果届出書の届出を頂いていましたが、大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月1日以降は大気汚染防止法に基づく事前調査結果の報告をしていただく必要があります（したがって令和4年4月1日以降は市条例に基づく事前調査結果届出書は廃止となります。）。

報告は、建築物の解体工事は建築物の延べ床面積が80㎡以上の場合、建築物の改造・補修工事や、工作物（※）の解体・改造・補修工事は工事全体の請負代金が100万円以上の工事の場合に、アスベストの有無に関わらず必要となります（詳しくは下表をご覧ください。）。

また市条例に基づく事前調査結果届出書に添付いただいていた、図面等の資料については、引き続き提出をお願いしております（Q2-11参照）。

報告の方法は原則、電子システムによる申請になります（紙媒体による提出も可能です）。紙媒体による提出の場合は、報告様式に資料（Q2-11参照）を添付の上、窓口もしくは郵送にて提出ください。提出方法についてはQ3-4を参照ください。

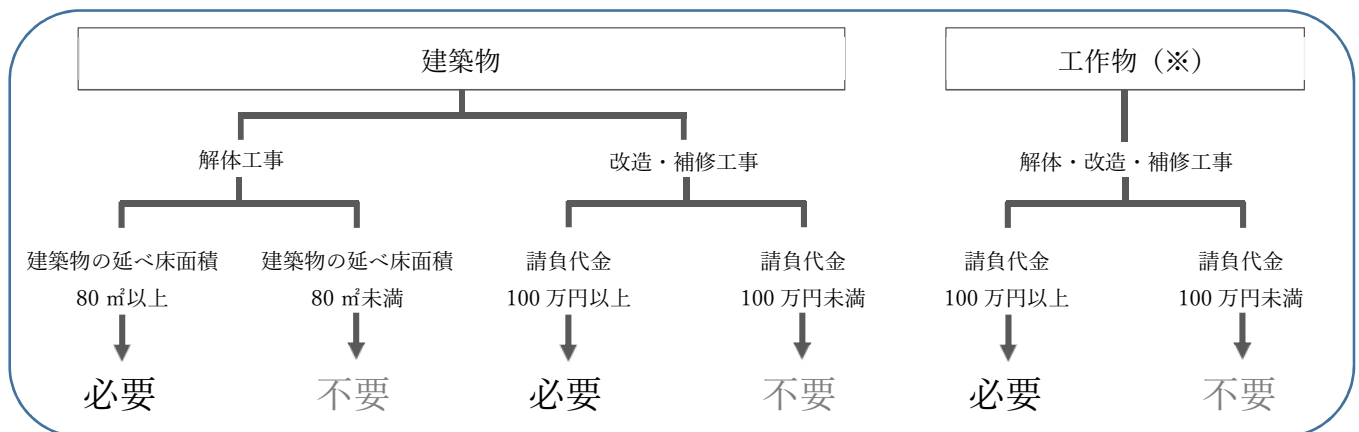
環境省「（石綿）事前調査結果の報告について」

《http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html》

川崎市「令和4年4月からの事前調査結果報告について」

《<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133121.html>》

●大防法に基づく事前調査結果の報告（令和4年4月1日以降）



※令和2年10月7日環境省告示第77号に定められたものが対象

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第67条の2（令和4年3月31日まで）

大気汚染防止法 第18条の15 第6項（令和4年4月1日以降）

令和2年10月7日環境省告示第77号

Q2-11. 令和4年の4月1日以降、川崎市条例の事前調査結果届出書から大気汚染防止法の前記調査結果の報告に変わるが、今まで市条例の届出に添付していた図面等の資料は必要か。

【A2-11】

市条例に基づく事前調査結果届出書については、法令等の義務規定の遵守状況の確認や立入検査の効率的な実施のため、図面や工程表等の資料の添付することとしていました。

令和4年4月1日からの大防法の前記調査結果の報告への移行に伴い、関連資料の添付がなくなりますが、川崎市では前述の理由から、引き続き以下の資料の提出をお願いしております。

なお、郵送やメールの他、LoGo フォームによる提出をお願いします（下記 URL を参照ください）。

提出書類	
①アスベスト使用建材一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自様式を添付（下記 URL にございます） ・アスベスト建材の使用箇所、建材の種類、使用面積 ・アスベスト建材の使用がない場合は空欄で添付
②平面図等 （アスベスト建材使用状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図・立面図上に使用箇所、主要寸法を記入 ・改造・改修の場合は施工場所を明確に記載
③住民周知計画 （※要件あり、下記参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民周知の対象範囲を地図上に示したもの ・解体等工事をする建築物等から 20m 内に敷地がかかる範囲が周知範囲になります ・周知方法（ポスト投函、個別訪問説明等） ・周知時期記載（〇月〇日配布予定等） ・配布資料（あいさつ文、チラシ）がある場合はその写し
④分析結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・委託分析した場合、その報告書の写し ・石綿の含有がなかった場合も添付ください（チャート類までは必要ありません）
⑤工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の作業、養生の撤去、片付け・清掃、機材の搬出、などの項目ごとに各作業の期間がわかるもの ・アスベスト建材が使用されている場合は、特定粉じん排出等作業実施期間がわかるもの
⑥案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の場所がわかるもの（地図など）

※以下の解体等工事に該当する場合には、②住民周知計画に係る資料の提出が必要です。

- ・吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事
- ・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）のうち床面積の合計が 80 m²以上である解体工事

川崎市「【石綿事前調査結果報告システム】電子申請時の提出書類について」

URL：<<<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000132114.html>>>

Q2-12. 事前調査の結果は、発注者（施主）に報告しなければならないのか。

【A2-12】

事前調査の結果については、工事の元請業者は事前調査を行った後、発注者に対して書面で説明しなければなりません。もし、事前調査の時点で調査が困難な場所があった際は、その理由もあわせて発注者に説明することが望ましいです。

報告の際は、PDF 等の電磁的記録を用いて書面を作成し、説明することも可能です。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第 18 条の 15 第 1 項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.93～96

Q2-13. 事前調査の結果の発注者への説明書面のフォーマット（雛型）はあるか。

【A2-13】

特に様式は定められてはませんが、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止徹底マニュアル』に様式例があります。

関係法令・参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.94～95

Q2-14. 事前調査の結果の発注者への説明事項について、教えてください。

【A2-14】

事前調査の結果について、発注者へ説明しなければならない事項は以下の通りです。

- ・事前調査の結果
- ・事前調査の終了年月日
- ・事前調査の方法
- ・調査者等に該当することを明らかにする事項（建築物の解体等工事のみ、令和5年10月1日から）

（以下特定工事に該当する場合）

- ・特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所

（以下届出対象特定工事の場合）

- ・特定建築材料の除去等の方法により行うものでないときは、その理由
- ・建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業を実施する下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

届出対象特定工事：大気汚染防止法に基づく、“特定粉じん排出等作業実施届出書”の提出が必要な工事

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第1項

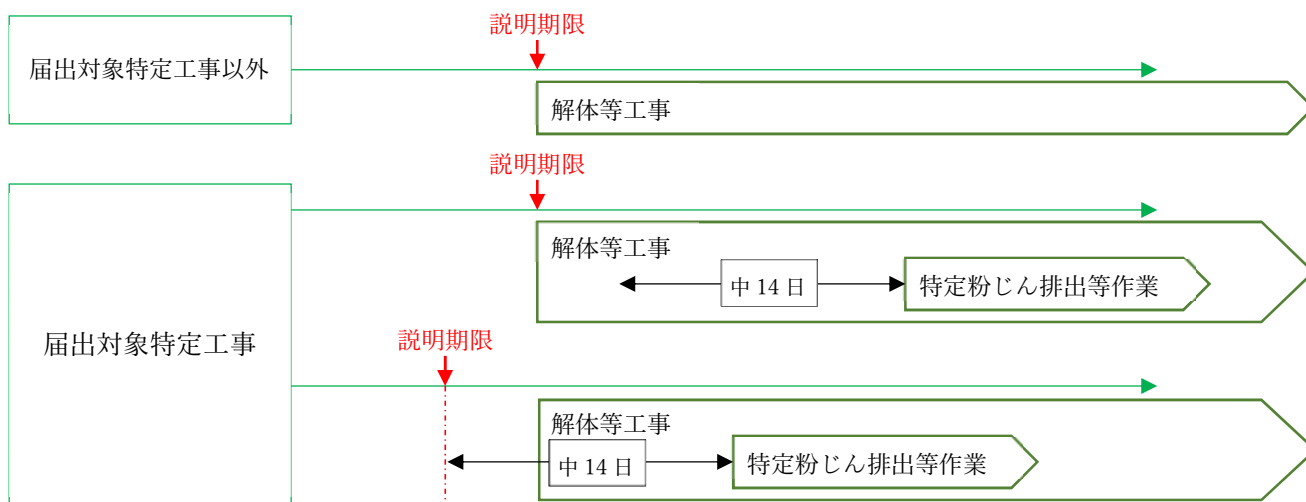
大気汚染防止法施行規則 第16条の7

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.30 表 2.2.2

Q2-15. 事前調査の結果の発注者への報告は、いつまでにおこなえばよいか。

【A2-15】

事前調査の結果の発注者への報告は、解体等工事の開始の日までに行わなければなりません。なお、届出対象特定工事の場合で、解体等工事の着手から中 14 日以内に特定粉じん排出等作業が始まる場合は、特定粉じん排出等作業の中 14 日前までに行います。詳しくは下図をご覧ください。



解体等工事：建築物や工作物の解体、改造・補修工事のこと。

届出対象特定工事：大気汚染防止法に基づく、“特定粉じん排出等作業実施届出書”の提出が必要な工事

特定粉じん排出等作業：アスベストの除去等作業の期間ことで、除去等に先立って行う足場の組み立てや、養生作業等も含まれる。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 6

Q2-16. 事前調査結果の記録の保存は必要か。

【A2-16】

大気汚染防止法では、工事の完了から3年間、事前調査結果の記録を保存しなくてはなりません。この事前調査結果の記録の保存義務は工事の元請業者、自主施工者にあります。（※石綿障害予防規則では、事業者に対して、事前調査を終了した日から3年間の保存義務があります。）

記録の際は、PDF等の電磁的記録を使い保存することもできます。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第3項、第4項

大気汚染防止法施行規則 第16条の8 第2項

環水大大発第2011301号 P.9

石綿障害予防規則 第3条 第5項

Q2-17. 事前調査結果の記録事項について、教えてほしい。

【A2-17】

事前調査結果の記録の際は、以下の記録事項と書面の写しを保存する必要があります。

(記録事項)

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ・解体等工事の場所
- ・解体等工事の名称及び概要
- ・事前調査の終了年月日及び事前調査の方法
- ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（一部の設備については建築材料を設置した年月日）

(以下、※は大防法規則 第16条の5 第1号イからホ に該当する場合は不要。Q2-5 参照。)

- ・解体等工事に係る建築物等の概要※
- ・改造し、又は補修する作業の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分※
- ・調査者などの氏名（建築物の解体等工事の場合、令和5年10月1日から）※
- ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査者の氏名及び所属機関又は法人の名称※
- ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（みなした場合はその旨）及びその根拠※

(保存が必要な書面の写し)

- ・発注者への説明事項の書面の写し（元請業者の場合）
- ・調査者等に該当することを証明する書面の写し（建築物の解体等工事の場合、令和5年10月1日から）

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第16条の8 第1項

環水大大発第2011301号 P.9-10

Q2-18. 事前調査結果の掲示板について教えてほしい。

【A2-18】

建築物や工作物の解体、改造・補修工事を行う際は、アスベストの有無によらず、現場に事前調査結果の掲示板を設置しなくてはなりません。

事前調査結果の掲示板は、解体、改造・補修工事の開始から終了まで設置する必要があります。また掲示の際は、A3以上の大きさと、周りの方から見やすい場所に掲示する必要があります。

特に様式は決まっていますが、川崎市ホームページにフォーマット（雛型）を掲載しています。大気汚染防止法におけるアスベスト関連の掲示板は、①事前調査結果の掲示板、②作業基準の掲示板（Q4-5参照）、の2種類あり、川崎市ホームページで掲載しているフォーマットはこの2種類を1枚にまとめたものとなっています。同じ場所に記載例も載せていますので、ご利用ください。

川崎市「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」

URL：<<<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>>>

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の15 第5項

大気汚染防止法施行規則 第16条の9、第16条の10



Q2-19. 事前調査に関する記録の備え置きとは何か。

【A2-19】

事前調査に係る工事を行う際は、事前調査に関する記録の写しを現場に備えおく必要があります。これは工事業者や行政の職員がアスベストの使用箇所等を確認できるようにするためのものです。そのため“備え置く”というのは、工事を行う業者や、川崎市の職員が確認できる状態であれば問題ありません。

記載事項については Q2-17 の事前調査結果の記録事項と同じになります。

第3章

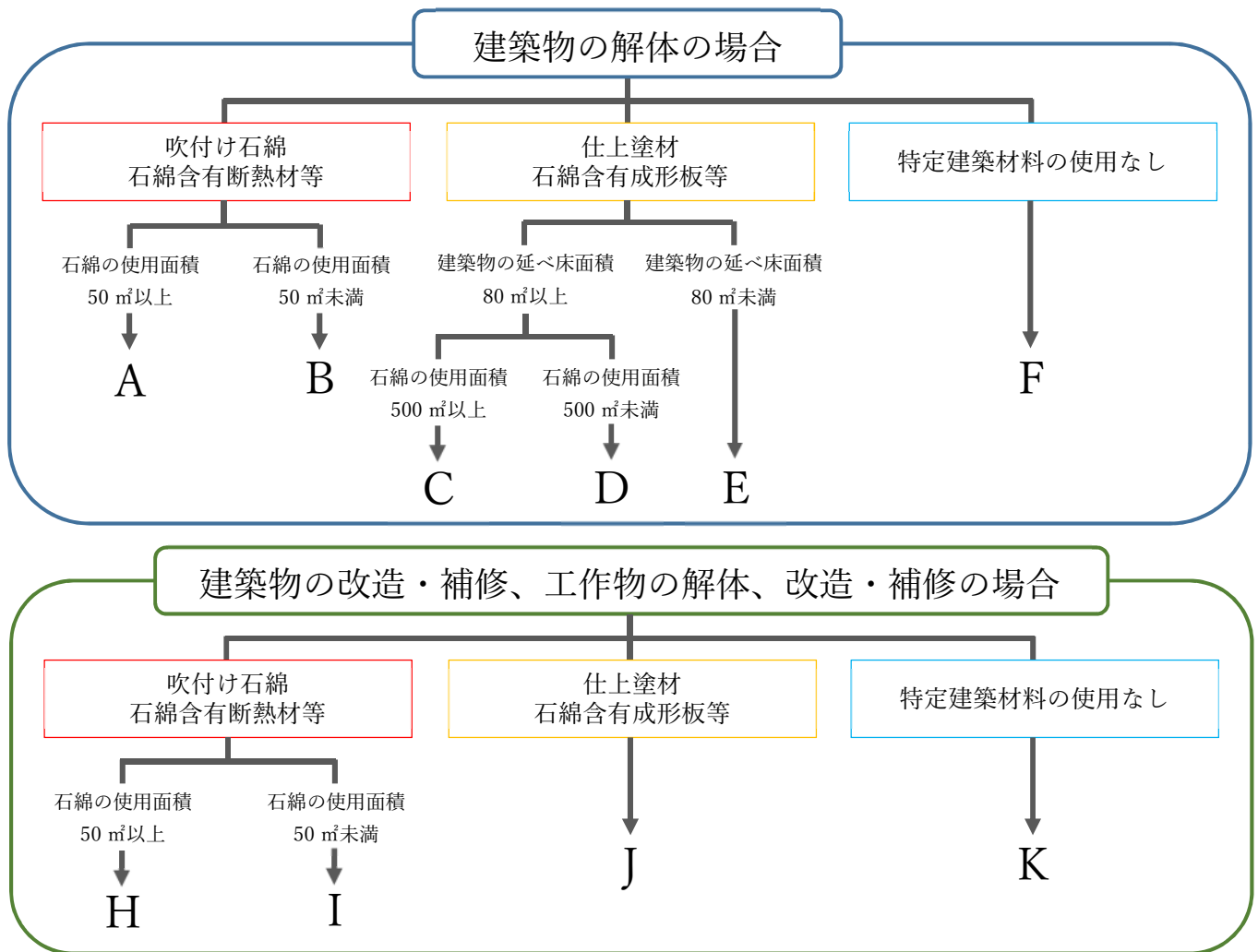
アスベストの届出等に関する Q&A

Q3-1. アスベストの届出等とは何か。どのアスベストの届出を提出すればよいのか。

【A3-1】

建築物や工作物の解体、改造・補修工事を行う際には、まちづくり局に提出する建築リサイクル法の届出とは別に、環境局にアスベストについての届出や報告書を提出しなければならない場合があります。

工事の規模やアスベスト建材の使用面積によって、必要な届出等は変わってきます。事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）については Q2-10 をご参照ください。特定粉じん排出等作業実施届出書、その他川崎市条例に基づく届出等につきましては、下表をご参照ください。



	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K
特定粉じん排出等作業実施届出書	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-
石綿排出等作業実施届出書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
石綿濃度測定計画届出書	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石綿濃度測定結果報告書	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
作業完了報告書	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第 67 条の 5、第 67 条の 6、第 67 条の 7

Q3-2. 届出等はどう作成すればよいか。どういった資料が必要なのか。

【A3-2】

各種届出等は、表紙（様式）に資料を添付の上、正副2部作成してください。用紙はA4サイズでご提出ください。もし図面や工程表等、A3サイズになる場合はA4サイズに折りたたんでください。

なお、事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）についてはQ2-10、Q2-11をご参照ください。

必要な表紙や資料につきましては、下記URLに各種届出等の様式と作成ガイドがありますので、ご参照ください。

川崎市「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」

URL：<<<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>>>

Q3-3. 届出者は元請業者と発注者のどちらになるのか。

【A3-3】

届出者は届出の種類によって違います。詳しくは下表をご参照ください。

根拠	届出名	届出者
法律	事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）	元請業者・自主施工者
	特定粉じん排出等作業実施届出書	発注者
条例	石綿排出等作業実施届出書	元請業者・自主施工者
	石綿濃度測定計画届出書	元請業者・自主施工者
	石綿濃度測定結果報告書	元請業者・自主施工者
	作業完了報告書	発注者/元請業者・自主施工者

作業完了報告書については、特定粉じん排出等作業実施届出書に対する完了報告書については発注者が届出者、石綿排出等作業実施届出書に対する完了報告書については元請業者又は自主施工者が届出者となります。

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第67条の5、第67条の6、第67条の7

大気汚染防止法 第18条の15 第6項

第18条の17

Q3-4. 届出等の提出先（提出方法）について教えてほしい。

【A3-4】

アスベスト関係の届出等の提出先（提出方法）は以下の通りです。

●事前調査結果の報告（電子申請）の場合

石綿事前調査結果報告システム

URL：<<<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>>>

●事前調査結果の報告の資料を LoGo フォームで申請する場合

下記 URL ページ下部、提出方法>(1)Logo フォームによる提出 を参照ください。

川崎市「【石綿事前調査結果報告システム】電子申請時の提出書類について」

<<<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000132114.html>>>

●事前調査結果の報告の資料をメールで提出する場合

Mail：30suisin@city.kawasaki.jp

メール件名：「事前調査結果報告関係資料の送付について」

※事前調査結果の電子報告の受付番号、対象となる解体等工事現場の工事名、住所の記載をお願いします。

●事前調査結果の報告・資料/その他アスベスト関係の届出等を紙媒体で提出する場合の窓口

住所：神奈川県川崎市川崎区東田町 5-4 川崎市役所第三庁舎 17 階

環境局 環境対策部 環境対策推進課 アスベスト担当

TEL：044-200-2526

Mail：30suisin@city.kawasaki.jp

※事前調査結果の資料のみの提出の場合、電子報告の受付番号、対象となる解体等工事現場の工事名、住所の記載をお願いします。

●事前調査結果の報告・資料を紙媒体で郵送による提出する場合

郵送先：〒210-8577（住所不要）環境局 環境対策部 環境対策推進課 アスベスト担当宛て

「事前調査結果報告書在中」

※事前にメール（30suisin@city.kawasaki.jp）でご連絡ください。件名は「アスベスト事前調査結果の郵送について」としてください。

※必要となる添付文書類をよくご確認の上、正本・副本 1 部ずつ（計 2 部）と副本の返信用封筒（切手貼付のこと）を同封ください。

※事前調査結果の報告のみの場合に郵送による提出を受け付けております（その他のアスベスト関係の届出がある場合は、事前調査結果の報告を含め、電子申請もしくは窓口にて提出ください）

※事前調査結果の資料のみの提出の場合、電子報告の受付番号、対象となる解体等工事現場の工事名、住所の記載をお願いします。

Q3-5. 届出等の提出期限はいつか。

【A3-5】

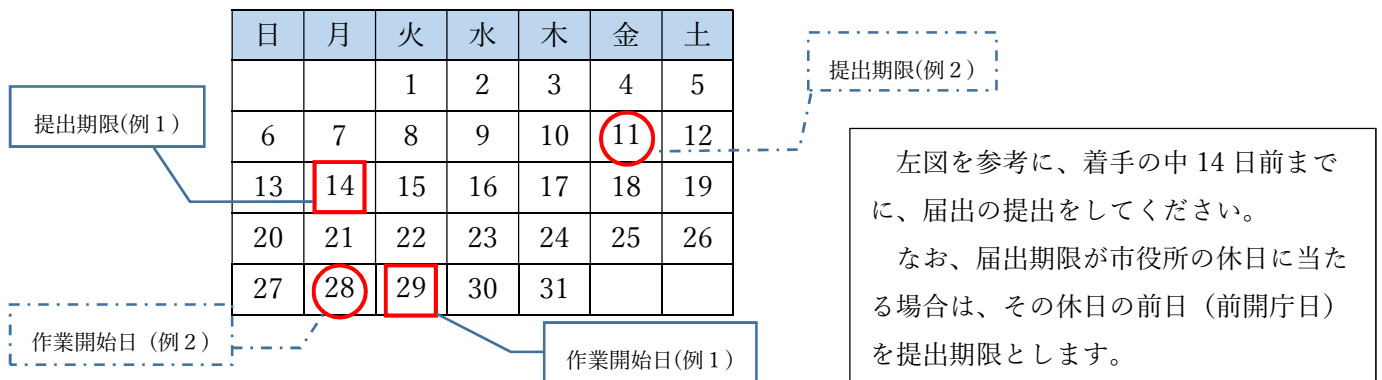
アスベスト関係の届出等の提出期限は下表のとおりです。

届出名	提出期限
事前調査結果の報告（事前調査結果報告書）	事前調査後、遅滞なく（※）
特定粉じん排出等作業実施届出書	特定粉じん排出等作業の着手の中 14 日前
石綿排出等作業実施届出書	特定粉じん排出等作業の着手の中 14 日前
石綿濃度測定計画届出書	特定粉じん排出等作業の着手の中 14 日前 （特定粉じん排出等作業実施届出書と同時）
石綿濃度測定結果報告書	特定粉じん排出等作業の完了から 30 日以内 （作業完了報告書と同時）
作業完了報告書	特定粉じん排出等作業の完了から 30 日以内

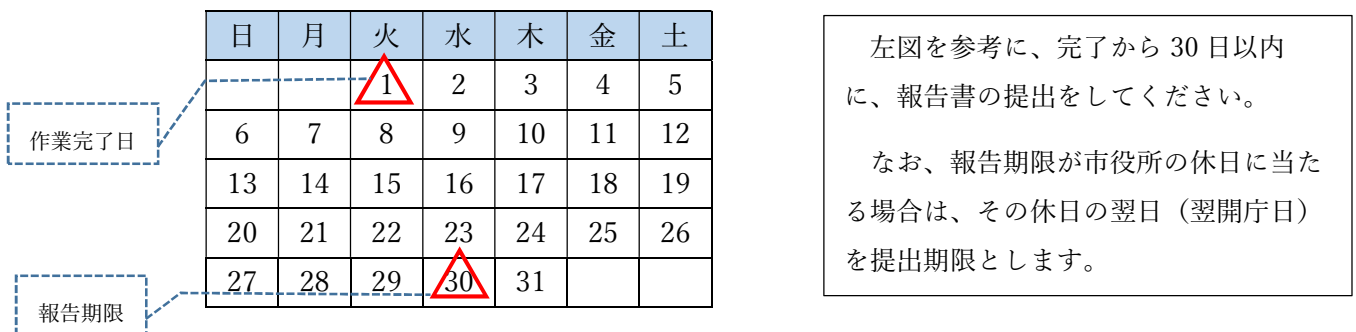
※以下の解体等工事については、当該工事に係る以下の届出と同時に報告をお願いします。

- ・ 特定粉じん排出等作業実施届出書もしくは石綿排出等作業実施届出書の届出対象工事
特定粉じん排出等作業開始の 14 日前までに提出が必要です。
- ・ 建設リサイクル法の届出対象工事
工事着手の 7 日前までに提出が必要です。

≪届出期限の例（工事前の届出書）≫



≪届出期限の例（工事後の報告書）≫



関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第 67 条の 5、第 67 条の 6、第 67 条の 7

大気汚染防止法 第 18 条の 15 第 6 項

第 18 条の 17

Q3-6. 届出等に押印は必要か。

【A3-6】

アスベスト関係の届出等に、代表者印等の押印は不要となります。

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の押印が令和3年1月から不要になり、川崎市条例に基づくアスベスト関係の届出等についても令和3年4月から押印不要となりました。

Q3-7. 種類の違う届出等が必要な場合、1つにまとめて提出してよいか。

【A3-7】

複数の届出等が必要な場合、1つにまとめるのではなく、別々に分けてご提出ください（例えば、吹付け石綿を50㎡以上除去する際には、特定粉じん排出等作業実施届出書と濃度測定計画届出書が必要になりますが、2種類の届出を1つにまとめたりせずに、それぞれ分けてご提出をお願いします）。

また複数の届出等で重複する資料（例えば工程表など）がある場合は、いずれかの届出等に添付いただければ、他への添付は省略可能です。

Q3-8. 濃度測定はどのような場合に義務がかかるのか。

【A3-8】

川崎市では、吹付け石綿もしくは石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材の使用面積が50㎡以上の工事の場合に濃度測定（環境測定）を義務付けています。

ただし、特定粉じん排出等作業実施届出書の対象でない工事（非石綿部カットなど、特定建築材料の切断等を伴わない工事）の場合は、使用面積が50㎡以上であっても濃度測定は不要となります。

濃度測定の義務が無い場合に自主的に測定をやっていただいても構いません（もし作業完了報告書の提出がある場合は、その結果を添付してください）。

関係法令・参考：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 第62条の13

Q3-9. 石綿含有仕上塗材や下地調整材の除去を行う場合、濃度測定は必要か。

【A3-9】

石綿含有仕上塗材や下地調整材の除去を行う解体・改造・補修工事の場合は、濃度測定（環境測定）の義務付けはありません。ただし、吹付けパーライトと吹付けバーミキュライトが使用されている場合は、吹付け石綿に該当するため、使用面積が 50 m²以上の際に濃度測定が必要となります。

Q3-10. 吹付け石綿や石綿を含有する断熱材等の封じ込めや囲い込みを行う場合、届出等は必要か。

【A3-10】

吹付け石綿等の封じ込めや囲い込みを行う場合、除去工事と同じ届出をしていただく必要があります。必要な届出に関しては Q2-9、Q3-1 を参照ください。

ただし吹付け石綿の囲い込みもしくは石綿を含有する断熱材等の封じ込め・囲い込みの場合で、切断等（切断や破碎、振動等といったアスベストの飛散するおそれのある場合）を伴わない場合は、特定粉じん排出等作業実施届、濃度測定計画届出書、濃度測定結果報告書、作業完了報告書は不要となります。

建築物の改造・補修の際の封じ込めや囲い込みの際は、届出の要否、工事の規模や工法、アスベスト建材の劣化状況等について環境対策推進課の方にご相談ください。

Q3-11. 保温材の使用されている配管を非石綿部でカットする工事を行うが、届出等は必要か。

【A3-11】

大気汚染防止法に基づく事前調査結果の報告については Q2-10 を参照ください。

アスベストの劣化の無い、石綿を含有する保温材が使用されている配管を非石綿部でカットし、そのまま廃棄する場合は、アスベストの飛散のおそれが無いため、例外として大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の提出は不要となります。そのため、市条例に基づく作業完了報告書や濃度測定義務についても対象外となります。

Q3-12. 石綿含有成形板等や仕上塗材の改造・補修工事を行うが、届出等は必要か。

【A3-12】

令和4年4月1日以降に解体等に着手する工事に関しては、工事の請負代金が100万円以上の場合に、事前調査結果の報告が必要となります。詳しくはQ2-10を参照ください。

Q3-13. エアコンや携帯基地局の工事などで、外壁の仕上塗材や下地調整材にアスベストの含有があり、外壁の除去や補修等はせず、コア抜きやアンカー打ちを行いたい。届出等は必要か。

【A3-13】

令和4年4月1日以降、電動工具等を用いてアスベストが含有されている壁面等に穴を開ける作業を行う場合、工事の請負金額が100万円を超える場合は事前調査結果の報告が必要になります。詳しくはQ2-9、Q3-1を参照ください。

なお工事の際は、集じん機付きのドリルの使用や湿潤化、養生等、適切な飛散防止措置をとって作業するようお願いいたします。

第4章

作業に関する Q&A

Q4-1. 作業計画とは何か。必ず作成しなくてはならないのか。

【A4-1】

アスベスト建材の除去等を行う場合は、事前調査の結果を基に、作業の方法や工程等について作業計画を作成する必要があります。

実際の作業は作成した作業計画に沿って行ってください。またアスベストの除去が完了した際には、発注者（施主）への書面での報告が必要になるため、作業中は記録（写真や動画が望ましい）をとっていく必要があります。発注者への作業結果の報告についてはQ4-6をご覧ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第16条の4 第1項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.102-105

Q4-2. 作業計画のフォーマットはあるか。

【A4-2】

作業計画についてのフォーマット（雛型）はございません。Q4-3の事項を記載し、計画の作成をお願いします。

Q4-3. 作業計画の記載事項について教えてほしい。

【A4-3】

作業計画に記載しなければならない事項は以下の通りです。

- ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、代表者の氏名）
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第16条の4 第1項、第10条の4 第2項

Q4-4. 作業計画について、川崎市に報告は必要か。

【A4-4】

工事の規模や要件によっては、作業計画を添付した作業実施の届出が必要になる場合があります。

吹付け石綿や石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている場合は特定粉じん排出等作業実施届出書が必要です。また建築物の解体工事で、延べ床面積が 80 m²以上の建築物かつ建築物石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が 500 m²以上使用されている場合は石綿排出等作業実施届出書が必要となります。詳しくは Q3-1 をご覧ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第 18 条の 17

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 第 62 条の 11

Q4-5. 作業基準の掲示板について教えてほしい。

【A4-5】

アスベストの除去等工事を行う場合は、作業基準の掲示板が必要となります。掲示は特定工事の期間中に設置が必要です。また掲示の際は、A3 以上の大きさで、周りの方から見やすい場所に掲示する必要があります。

特に様式は決まっていますが、川崎市ホームページにフォーマット（雛型）を掲載しています。大気汚染防止法におけるアスベスト関連の掲示板は、①事前調査結果の掲示板（Q2-16 参照）、②作業基準の掲示板の 2 種類あり、川崎市ホームページで掲載しているフォーマットはこの 2 種類を 1 枚にまとめたものとなっています。同じ場所に記載例も載せていますので、ご利用ください。

川崎市「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」

URL：<<<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>>>

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 4 第 2 項



Q4-6. 作業結果の記録について教えてほしい。

【A4-6】

特定工事の元請業者又は自主施工者は、アスベストの除去等作業が完了した際に、除去作業の完了の確認をする必要があります。確認は必要な知識を有する人（Q4-7 参照）がする必要があります。そして、元請業者は発注者（施主）に書面で結果を報告しなければなりません。

また特定工事の元請業者又は自主施工者は、アスベストの除去作業の記録を作成し、発注者への報告書面、除去完了の確認を行った者が必要な知識があることを証明する書類と共に、特定工事の終了した日から3年間、保存する必要があります。保存の際は PDF 等の電磁的記録を使い保存することもできます。

発注者への報告や記録の保存が必要になることから、除去作業中は写真や動画等による作業状況や、資材・機材の点検の記録をとるようにしてください。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第 18 条の 23

環水大大発第 2011301 号 P.16-18

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.243-244

Q4-7. アスベストの除去作業が完了した際の確認は、誰に行わせればよいのか。

【A4-7】

アスベストの除去作業が完了した際の確認は、以下の必要な知識を有する人が行う必要があります。

建築物の工事の場合	・調査者等（Q2-6 参照） ・石綿作業主任者
工作物の工事の場合	・石綿作業主任者

関係法令・参考：環水大大発第 2011301 号 P.17,21

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.235-238

Q4-8. 作業結果の発注者への報告事項について、教えてほしい。

【A4-8】

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了した際には、結果を遅滞なく、発注者に書面で報告しなければなりません。建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルに様式例があります。報告事項は以下の通りです。

- ・ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・ 特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の23

環水大大発第2011301号 P.16-18

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.243-244

Q4-9. 作業結果の記録の保存事項について、教えてほしい。

【A4-9】

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定工事が終了した日から3年間、作業結果の記録を保存する必要があります。保存事項は以下の通りです。

- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況
- ・ 特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を行った年月日、確認の結果、確認を行った者の氏名
- ・ 吹付け石綿等の切断等を伴う作業を行った場合は、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認、隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出・飛散のおそれがないことを確認した年月日、確認の方法、確認の結果

また次の書類の写しも併せて保存をお願いします。

- ・ 特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了の確認を行った者が当該作業を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（資格証明等、Q4-7 参照）
- ・ Q4-8 の発注者への説明書面の写し（元請業者の場合）

作業基準を守って作業していることが確認できるように、写真や動画等による記録をお願いします。また、作業の途中で作業計画に変更があった場合は、その変更の内容も記録してください。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の23

大気汚染防止法施行規則 第16条の15、第16条の16

Q4-10. 作業結果について、市に報告は必要か。

【A4-10】

特定粉じん排出等作業実施届出書や石綿排出等作業実施届出書を提出している場合は、特定粉じん排出等作業の完了後に川崎市に対して、作業完了報告書の届出が必要となります。必要な届出については、Q3-1を参照ください。

期限は特定粉じん排出等作業の完了から30日以内となります。届出の提出期限日が市役所の閉庁日の場合は、翌開庁日が提出期限となります。届出の提出期限については、Q3-5を参照ください。

Q4-11. 吹付け石綿や石綿を含有する断熱材等の封じ込めや囲い込みを行う場合、負圧養生は必要か。

【A4-11】

吹付け石綿の封じ込めを行う工事の際、負圧養生が必要となります。また吹付け石綿の囲い込みもしくは石綿を含有する断熱材等の封じ込めや囲い込みを行う工事の際、切断等（切断や破碎、振動等といったアスベストの飛散するおそれのある場合）を伴う場合は、負圧養生が必要となります。切断等を伴わない場合でも、隔離養生が必要となります。

建築物の改造・補修の際の封じ込めや囲い込みに関しては、工事の規模や、アスベスト建材の劣化状況等によっては不適合となる場合があるため、事前に工事内容について環境対策推進課にご相談ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の6の項、1の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.78、164-167

Q4-12. 石綿を含有する断熱材等を除去する場合、負圧養生は必要か。

【A4-12】

大気汚染防止法では、かき落としや切断、破碎等を伴わない除去の場合は隔離養生と湿潤化をもって、除去を行うことが可能ですが、川崎市では飛散防止の観点から、負圧養生やグローブバッグによる工事を推奨しております。アスベスト部分の劣化の無い配管保温材の場合は非石綿部カットによる除去も考えられます。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の1の項、2の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.161-163

Q4-13. 石綿含有成形板等（けい酸カルシウム板第1種を除く）の除去方法について教えてください。

【A4-13】

石綿含有成形板等については、原則切断や破砕等を行わず、クギやボルト等の固定具を外すなどして、手作業で原形のまま取り外してください。工事の状況等により原形のまま取り外すことが難しい場合は、飛散の無いように建材や切断面等を散水等で湿潤化し、手作業で除去してください。

特に屋根材を上から落として割っている事例が散見されますので、作業方法はしっかり守っていただきますようお願いいたします。

けい酸カルシウム板第1種の除去方法については Q4-14 をご覧ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の4の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.177,182

Q4-14. けい酸カルシウム板第1種の除去方法について教えてください。

【A4-14】

石綿含有成形板等のうち、けい酸カルシウム板第1種（以下、ケイカル1種）についても、原則切断や破砕等を行わず、手作業で原形のまま取り外してください。

ケイカル1種は他の石綿含有成形板等と比べて、切断等の際にアスベスト繊維が飛散しやすいため、工事の状況等により原形のまま取り外すことが難しい場合は、湿潤化に加え、隔離養生（6面養生）が必要となります。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の4の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.177,183

Q4-15. 石綿含有仕上塗材の除去方法について教えてほしい。

【A4-15】

仕上塗材の除去を行う場合は原則として湿潤化を行う必要があります。湿潤化には剥離剤の使用も含まれます。また電動工具（ディスクグラインダー等）を使用する場合は、湿潤化に加えて隔離養生（6面養生）が必要となります。

●剥離剤を用いた工法の場合

剥離剤を使用する場合、法律上は養生の義務はありませんが、川崎市では飛散や汚れ防止、近隣からの苦情を防ぐ観点から、プラスチックシート等による養生をお願いしています。

●ディスクグラインダー（サンダー）等の電動工具を用いた工法の場合

電動工具を使用する場合、湿潤化に加え、隔離養生（6面養生）が必要となります。

ただし、以下3点の要件をすべて満たしたディスクグラインダーを使用する場合は、湿潤化・隔離養生と同等以上の効果がある工法として、湿潤化と隔離養生の義務付けはありません。

- ①集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ②集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ③当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm³（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

こういった集じん機能がある電動工具等で仕上塗材の除去を行う場合も、川崎市では飛散や汚れ防止、近隣からの苦情といった観点から、できる限りプラスチックシート等による養生をお願いしています。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の3の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.196-212

Q4-16. 石綿含有仕上塗材を母材ごと取り外す工法で除去してよいか。

【A4-16】

大気汚染防止法で規定されている作業基準（湿潤化、隔離養生）を満たしているのであれば可能ですが、川崎市では、できる限り剥離剤を用いた工法、もしくはディスクグラインダー（サンダー）を用いた工法を推奨しています。詳細な施工方法については『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』をご参照ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の3の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.210-211

問い合わせ先、各種 URL 等

問い合わせ先

●大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例関係

- ・アスベストがある建物等のアスベスト除去工事等に関する問い合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課	044-200-2526	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html
--------------------	--------------	---

●廃棄物処理法関係

- ・アスベストを含有する廃棄物の処理処分に関する問い合わせ先

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2581, 2596	-
-------------------	--------------------	---

●建築リサイクル法関係

- ・特定建築資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等の解体工事、建築リサイクル法に基づく届出等に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局指導部建築管理課	044-200-3088	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-2-7-0-0-0-0-0.html
-------------------	--------------	---

●労働安全衛生法、石綿障害予防規則関係

- ・石綿作業主任者、労働安全衛生法や石綿障害予防規則に基づく届出等に関する問い合わせ先

川崎南労働基準監督署 (川崎区、幸区)	044-244-1271	-
川崎北労働基準監督署 (中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)	044-820-3181	-
神奈川労働局	045-211-7353	https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/

各種マニュアル

●建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）

≪https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html≫ 厚生労働省・環境省

●川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン（令和3年4月）

≪<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000017031.html>≫ 川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

●石綿事前調査ハンドブック

≪<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016984.html>≫ 川崎市環境局環境対策部環境対策推進課